

香川県条例第21号

香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(香川県職員退職手当条例の一部改正)

第1条 香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(一般の退職手当) 第2条の4 略	(一般の退職手当) 第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の9までの規定により計算した退職手当の基本額に、第4条の10の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。
(退職手当の調整額) 第4条の10 略	(退職手当の調整額) 第4条の10 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第4条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月額が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。 (1)～(8) 略
2・3 略 4 略	2・3 略 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1)～(4) 略

(5) 退職日給料月額が職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条の2に規定する給料月額に相当する額の者その他これに類する者として規則で定めるもの 第3条から第4条の4まで及び第4条の7から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の100分の6.225に相当する額

5 略

附 則

4 略

22 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第16号附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第4条の4までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第4条の11第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第22項」とする。

23 略

24 略

（香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

(1)～(4) 略

(5) 退職日給料月額が職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条の2に規定する給料月額に相当する額の者その他これに類する者として規則で定めるもの 第3条から第4条の4まで及び第4条の7から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の100分の6に相当する額

5 略

附 則

4 昭和29年9月30日に現に在職していた職員の同日以前における勤続期間の計算については、次項から附則第8項までの規定によるほか、第5条（第5項中段を除く。）並びに香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年香川県条例第16号。以下「条例第16号」という。）附則第11項及び附則第17項の規定の例による。

22 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第16号附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第4条の4までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第4条の11第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第22項」とする。

23 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第16号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第4条の3の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

24 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第16号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第4条の2の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第22項の規定の例により計算して得られる額とする。

第2条 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
(施行期日等)	(施行期日等)
1 略	1 略
2 略	2 改正後の香川県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和47年12月1日（以下「適用日」という。）以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。ただし、新条例第5条第5項、第5条の2並びに第17条第3項及び第4項の規定は、昭和48年5月17日（以下「法施行日」という。）以後の退職による退職手当について適用する。
(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)	(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)
5 適用日在職する職員（適用日に改正前の香川県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第5条の2第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に国家公務員等通算職員（新条例第5条第5項に規定する国家公務員等通算職員をいう。以下同じ。）として在職する者で、指定法人職員又は国家公務員等通算職員として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条から第4条の2までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第4条の4までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の83.7</u> を乗じて得た額とする。	5 適用日在職する職員（適用日に改正前の香川県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第5条の2第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に国家公務員等通算職員（新条例第5条第5項に規定する国家公務員等通算職員をいう。以下同じ。）として在職する者で、指定法人職員又は国家公務員等通算職員として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条から第4条の2までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第4条の4までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の87</u> を乗じて得た額とする。
6 略	6 適用日在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第4条の3の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
7 略	7 適用日在職する職員のうち、適用日以後に新条例第4条の2の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手

当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

(香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の香川県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由及び現に退職した日の属する年度の末日において在職しているものとみなした場合の同日におけるその者の年齢と同一の年齢により退職したものとし、かつ、その者の施行日の前日までの勤続期間及び同日における給料月額（同日に、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受けていた職員にあっては職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の適用を受けていた職員にあっては公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額）を基礎として、改正前の香川県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第4条の3まで及び第4条の6並びに附則第22項から第24項まで及び第26項、附則第9項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年香川県条例第41号。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。）附則第3項、附則第10項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年香川県条例第16号。以下この項及び附則第4項において「条例第16号」という。）附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項</p>	<p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の香川県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由及び現に退職した日の属する年度の末日において在職しているものとみなした場合の同日におけるその者の年齢と同一の年齢により退職したものとし、かつ、その者の施行日の前日までの勤続期間及び同日における給料月額（同日に、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受けていた職員にあっては職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の適用を受けていた職員にあっては公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額）を基礎として、改正前の香川県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第4条の3まで及び第4条の6並びに附則第22項から第24項まで及び第26項、附則第9項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年香川県条例第41号。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。）附則第3項、附則第10項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年香川県条例第16号。以下この項及び附則第4項において「条例第16号」という。）附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項</p>

並びに附則第14項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年香川県条例第47号。以下この項及び附則第4項において「条例第47号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病若しくは勤務公署の移転により退職した者にあっては、その者が旧条例第4条の2の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第22項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職した者を除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで並びに附則第22項から第24項まで、第26項及び第30項、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第41号附則第3項、条例第16号附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに条例第47号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

並びに附則第14項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年香川県条例第47号。以下この項及び附則第4項において「条例第47号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病若しくは勤務公署の移転により退職した者にあっては、その者が旧条例第4条の2の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第22項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職した者を除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで並びに附則第22項から第24項まで、第26項及び第30項、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第41号附則第3項、条例第16号附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに条例第47号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。